

## 改正国民年金法の見直しを求める意見書

現在の日本は、将来への不安を抱えて働く非正規労働者が増大する中、年金・医療・介護などの国民生活を守る社会保障制度の急速な高齢化の影響で大きく揺らいでいます。

最後のセーフティネットである生活保護を受給する高齢者が増加しているということは、公的年金制度が本来持つべき「最低保障機能」を既に果たせなくなっている状況です。

今回の法改正によって年金額のカットが始まれば、その分、将来受け取る年金支給額も減るのは当然のことです。今回の年金額改定ルールの見直しでは、将来世代の年金水準を確保するため、として従来のマクロ経済スライドとは別に賃金・物価の上昇の範囲内で年金額の調整を行う新ルールが導入されます。現在のルールは、物価が上がれば年金額は最低でも据え置かれ、減額にはなりません。新ルールは（１）物価が上がっても賃金が下がれば引き下げ（２）賃金変動が物価変動を下回る場合でも賃金変動に合わせて年金額を改定することとされています。従って今回の新ルール導入によって、今後物価より賃金が下落する状況になった年は、賃金下落率のところまでマイナス改定されることとなります。

超高齢化社会に突入した我が国で、安定した公的年金制度の確立はすべての国民の願いであります。抜本的な改革議論が必要で、目先の財源にのみ囚われて、公的年金制度のセーフティネット機能を低下させ、生活保護世帯の増加に拍車をかけかねない内容では、とても国民の将来不安は払拭できません。さらなる慎重審議が必要です。

よって、改正国民年金法の見直しを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
厚生労働大臣	塩崎恭久	殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会